

武豊町結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻又はパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に伴う新生活を経済的に支援することで、新規に婚姻した世帯又はパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をした世帯における経済的不安の軽減及び地域における少子化対策の推進に資することを目的として、当該世帯に対して予算の範囲内において交付する武豊町結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、武豊町補助金等交付規則(昭和49年規則第12号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新婚世帯 次のいずれかに該当する世帯をいう。

ア 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦（武豊町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に規定するパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓及びこれに類するものを提出し、受理された者を含む。）から成る世帯。ただし、同一人同士が再婚及び再宣誓した場合を除く。

イ 令和6年度にこの要綱による武豊町結婚新生活支援補助金（以下「令和6年度補助金」という。）の交付を受けた世帯のうち、その受給額が補助金の限度額に達しなかった世帯。

(2) 住居費用 婚姻を機に、婚姻日の3月前の日又は令和7年4月1日のいずれか遅い日から令和8年3月31日までの間に支払った住宅の新築若しくは購入（以下「新築等」という。）又は住宅の賃借に係る費用であって、住宅の新築等をする場合にあっては当該住宅の取得に係る金額、住宅の賃借をする場合にあっては当該住宅の賃借に係る賃料（1か月分に限る。）、敷金、礼金（保証金等これらに類する費用を含む。）、共益費（1か月分に限る。）及び仲介手数料を合わせた額から当該住宅に係る1か月分の住宅手当の額を控除して得た額をいう。ただし、婚姻日より前に取得及び新たに賃借した住宅にあっては、婚姻日から起算して婚姻前1年以内に婚姻を機として取得及び新たに賃借した住宅であること。

(3) 引越費用 婚姻を機に、婚姻日の3月前の日又は令和7年4月1日のいずれか遅い日から令和8年3月31日までの間に本町内の新築等又は賃借をする住宅（以下「補助対象住宅」という。）に引越した際に要した引越業者又は運送業者への支払に係る実費をいう。

(4) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から学生の修学等のために貸与された資金をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付の対象となる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯

とする。

(1) 夫婦双方が補助対象住宅の所在地に住所を有すること。

(2) 町内いずれかの区に加入すること。

(3) 補助対象住宅が、次のいずれにも該当すること。

ア 名義人（賃借の場合にあつては契約名義人）に新婚世帯の夫又は妻が含まれていること。ただし、新婚世帯の夫又は妻が含まれた名義で契約できないやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令の基準を満たしていること。

ウ 建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和55年政令第196号）による改正後の建築基準法施行令の施行日以後に建築確認を受けた住宅又は交付申請時までに同令による耐震性が確保されていることが証明できる住宅であること。

エ 交付申請時の世帯の人数に応じた最低居住面積水準（住生活基本法（平成18年法律第61号）に基づき策定された住生活基本計画において定められている最低居住面積水準をいう。）以上の住戸専用（専有）面積の住宅であること。

オ 新築等の場合にあつては、次のいずれにも該当すること。

（ア）賃貸を目的とするものでないこと。

（イ）公共工事に伴う移転補償等の補てんを受けていないこと。

（ウ）武豊町三世帯同居等促進補助金の交付を受けていないこと。

(4) 新婚世帯所得（令和6年分の新婚世帯の夫婦双方の所得を合算した額をいう。以下同じ。）から貸与型奨学金の令和6年における年間返還額を控除した額が622万円未満であること。

(5) 夫婦双方が、次のいずれにも該当していること。

ア 婚姻日における年齢が39歳以下であること。

イ 他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。

ウ 過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがない（第2条第1号イに該当する場合を除く。）こと。

エ 本町に引き続き住み続ける意思があること。

(6) 補助対象者の世帯の構成員全員が、次のいずれにも該当していること。

ア 町税の滞納がないこと。

イ 武豊町暴力団排除条例（平成23年武豊町条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではないこと及び同条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、住居費用と引越費用を合わせた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、所得に応じて次に掲げる限度額を限度とする。ただし、第2条第1号イに該当する世帯においては、令和6年度の限度額から既に交付を受けた令和6年度補助金額を控除して得た額を限度として申

請できるものとする。

年齢	所得上限	限度額
夫婦共に 29歳以下の世帯	新婚世帯所得が500万円未満	60万円
	新婚世帯所得が500万円以上622万円未満	30万円
夫婦共に 39歳以下の世帯	新婚世帯所得が500万円未満	30万円
	新婚世帯所得が500万円以上622万円未満	15万円

- 2 補助対象期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日（同日までに補助対象者に該当しなくなったときは、その原因となる日が属する月の末日）までとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、武豊町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。ただし、本町が保有する公簿により確認することができる書類については、申請者の同意がある場合においては、その公簿により確認するものとし、当該書類の添付を省略することができるものとする。

- （1） 新婚世帯の婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本又はパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書
- （2） 新婚世帯の住民票
- （3） 新婚世帯の夫婦双方の令和7年度の所得証明書
- （4） 貸与型奨学金の貸与を受けている者にあつては、令和6年の貸与型奨学金の返還額が確認できる書類
- （5） 住宅の新築等の場合にあつては、請負契約書又は売買契約書の写し
- （6） 住宅の賃借をする場合にあつては、次に掲げる書類
 - ア 住宅手当支給状況証明書（様式第2号）等の補助対象住宅に係る住宅手当の額が確認できる書類
 - イ 補助対象住宅の賃貸借契約書の写し
- （7） 補助対象住宅が新耐震基準に適合していることが確認できる書類
- （8） 補助対象住宅の所在地及び住戸専用面積が確認できる書類
- （9） 領収書の写し等の住居費用及び引越費用が確認できる書類
- （10） 世帯の構成員のうち納税義務のある者全員の町税の未納がないことが確認できる書類
- （11） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第1号イに該当する申請者は、武豊町結婚新生活支援補助金交付申請書（継続用）（第3号様式。以下「継続用申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- （1） 前項第5号から第9号までに掲げる書類のうち、令和6年度に受給した補助金に係るもの以外のもの

- (2) 令和6年度に受給した補助金に係る交付決定通知書の写し
- 3 前2項の規定による申請は、令和7年6月1日から令和8年3月31日までの間に行わなければならない。
- 4 申請は、新婚世帯の夫婦のいずれか一方のみがすることができるものとし、当該新婚世帯につき1回限りとする。
- 5 補助対象住宅が複数ある場合にあっては、そのうちいずれかの補助対象住宅に係る住居費用分及び引越費用分のみ交付の申請ができるものとする。

(交付決定)

第6条 前条第1項及び第2項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、交付の可否を決定し、武豊町結婚新生活支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、条件を付することができるものとする。

(実績報告等)

第7条 第5条の申請に対する実績報告は、当該申請により実績報告があったものとみなす。

- 2 補助金の額の確定の通知は、決定通知書をもって、これに代えるものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 町長は、第5条の規定による申請があったときは、第6条1項の規定により通知した交付決定額について請求があったものとみなし、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 第7条の規定により確定した額に対して、既に交付されている補助金の額が超えているとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為により、交付決定を受けたとき。
- (3) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、町長が不適当と認める事由が生じたとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条及び第9条の規定は、同日以後もなお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。